

株式会社ビューティ花壇
コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

1 目的

株式会社ビューティ花壇（以下「当社」といいます。）及び株式会社ビューティ花壇グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、下記のグループ理念、グループ経営理念、当社企業理念、当社経営理念の下、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえてコーポレートガバナンスの充実に取り組むことにより、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンス・ガイドラインを制定します。

2 グループ理念等【2-1、3-1（i）】

〈グループ理念〉

当社グループは公平で誠実な事業活動を通じて、より多くのお客様に最高の商品・サービス・環境を適切な価格で提供し、お客様の豊かな暮らしを支援できる、総合生活提案企業になることを目指します。

〈グループ経営理念〉

我々は、公正、透明かつ自由な競争を通じて利益を追求するとともに、広く社会にとって信頼され価値ある存在であり続けるため、次の原則に基づき行動することを誓います。

① お客様のために

お客様の満足と信頼を得られるよう、優れた品質の商品・サービスを魅力的で合理的な価格で、便利かつお求めになりやすい方法により提供します。

② 取引先のために

取引先との間に良好で公正な取引関係を築き、これを維持することにより、共に成長していくことを目指します。

③ 共に働く人たちのために

職場で働く全ての人たちそれぞれの多様性、人格、個性などの人権を尊重し、その能力を最大限発揮し、成長できるように、健康的で安全な、活力あふれる職場環境造りを目指します。

④ 社会のために

良き企業市民として、法令及び社会倫理を遵守するとともに、地域社会との積極的な関わりを通じて、広く社会貢献活動を行います。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与えたり、健全な企業活動に悪影響を与えるような反社会的勢力とは、一切関係を持ちません。

〈当社企業理念〉

花をより身近なものとし、美しく豊かな世界を創造する。

〈当社経営理念〉

従業員とその家族、当社に関わる人々の幸福と理念の実現による社会への貢献を目指す。

第2章 ステークホルダーとの関係

1 株主の権利・平等性の確保【基本原則1】

当社は、当社の株主をはじめとする多様なステークホルダーとの適切な協働が当社の持続的な発展に不可欠であるという認識の下、当社の株主を当社のコーポレートガバナンスの重要な起点と位置づけ、株主の実質的な平等を確保し、その権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主が株主総会等においてその権利を適切に行使することができる環境の整備を行います。

（1）株主総会における権利の確保

① 総論【1-1】

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行います。

② 情報提供【1-2①】

当社は、株主が株主総会の議案について十分に検討し、適切に議決権を行使するため必要と思われる情報について、株主総会招集通知への掲載のほか、TDnet や当社ウェブサイトにおいて適宜情報提供を行います。

③ 株主の権利行使に関わる手続の明確化【1-1③】

当社は、株式取扱規程を定め、株主の権利行使に関わる手続を同規程に沿って取扱うことにより、株主の権利を尊重し、少数株主権の行使を妨げることがないよう十分に配慮します。

④ 株主総会決議事項の取締役会への委任【1-1②】

当社は、取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たしうる体制を整備していると判断しており、経営判断の機動性・専門性を確保する観点から、合理的な範囲で、株主総会決議事項の取締役会への委任を行うことがあります。

⑤ 株主総会の開催日・開催場所について【1-2③】

当社は、より多くの株主が株主総会において適切に議決権行使ができるよう、集中日の回避、公共交通機関の利便性等を考慮しつつ、適切な開催日及び開催場所の設定を行います。

⑥ 株主総会招集通知の早期発送・電子的公表【１－１②】

当社は、株主が株主総会議案について十分な検討期間を確保することができるよう、決算事務、監査日程の確保及び記載情報の正確性確保に配慮しつつ、定時株主総会の招集通知の早期発送に努めます。

また、当社は、定時株主総会の招集通知の記載内容を、株主総会招集に係る取締役会決議の日から招集通知発送日までの間に、実務上可能な限り早期に、TDnet や当社ウェブサイトにて電子的に公表します。

⑦ 議決権電子行使プラットフォームの利用等及び招集通知の英訳【１－２④】

当社は、現時点において機関投資家及び海外投資家の株式保有比率が低いことから、費用対効果の観点より、議決権電子プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は行いませんが、機関投資家又は海外投資家の株式保有比率が高くなった時点で、再度検討を行います。

⑧ 実質株主への対応方針【１－２⑤】

当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等より、株主総会出席及び議決権行使について事前の希望があった場合には、信託銀行等と協議を行い、対応について適切に検討します。

⑨ 株主総会における反対票の分析【１－１①】

当社は、株主総会における会社提案議案について１０％以上の反対票が投じられた場合には、取締役会において、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行うとともに、対応の要否について検討します。

(２) 資本政策の基本的な方針【１－３】

当社は、健全な財務体質を堅持するため持続的な成長に必要な十分な株主資本の水準を保持し、企業価値向上と株主への利益還元のバランスを最適化することを基本に、原則として連結配当性向３０％を目安とし、更なる利益成長並びに株主還元を努めてまいります。

また、当社は、株主価値向上のため、当社の財務状況、株価等の諸要素を勘案しながら、適切と判断した際には、機動的に自己株式の取得等を行います。

(３) 政策保有株式に関する方針等【１－４】

① 方針

当社グループは、現時点では政策保有株式を保有していません。

当社グループは、今後、単なる安定株主としての政策株式の保有は行わないものとし、政策株式を保有するのは、配当等のリターン、リスク及びビジネス上のメリットを考慮しつつ、保有の合理性が認められる場合に限ります。

② 定期的な検証及び説明

当社グループは、政策保有株式について、毎年、当社取締役会において、保有のねらい及び合理性等について検証を行い、これを説明するとともに、必要に応じて保有株式の見直しを行います。

③ 政策保有株式に係る議決権の行使のための基準

当社グループは、政策保有株式の議決権については、提案されている議案について、株主価値の毀損につながるものでないか、中長期的な企業価値の増大に繋がるか、適切なガバナンス体制構築に資するか等の観点から検討を行い、総合的に判断して議決権行使を行います。

(4) 買収防衛策等について【1－5】

① 買収防衛策に関する方針

当社は、現時点においては、買収防衛策は導入しないものとします。

② 公開買付けに付された場合

当社株式について公開買付けが行われた場合、当社取締役会は、金融商品取引法に基づく意見表明報告書の提出等により、取締役会としての考え方や対抗提案を明確に説明いたします。また、当社取締役会は、公開買付けに当たっては、株主共同の利益の観点から検討を行うものとし、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じることをいたしません。

(5) 増資・MBO等について【1－6】

当社は、増資やMBO等の支配権の変動や大幅な希釈化をもたらす資本政策を行う場合においては、会社法、金融商品取引法、取引所規則等の定めを遵守するとともに、その必要性・合理性を十分に検討し、適正な手続を確保するとともに、適正な開示を行います。

(6) 関連当事者間取引について【1－7】

当社は、役員又は主要株主（当社の株式の10%以上を保有する株主。以下、本ガイドラインについて同様です。）との取引に関しては、そうした取引が株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、以下のような手続を定めております。

① 役員の競業取引や自己取引について

当社は、毎年1回、全役員に対して、取締役会の事前の承認なくして、当社が行っている業務と競業となる取引や、当社と各役員間の取引を行わないことを約する誓約書を提出させており、これらの取引については取締役会の事前承認を徹底しております。また、当社役員が取締役会の事前の承認を受けてこれらの取引を行った場合には、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を当社取締役会に対して報告をさせることとしています。

② 主要株主との取引について

当社は、主要株主との取引を行う場合には、予め、取締役会の承認を受けると共に、取

引後にその内容を取締役会に報告するものとします。

2 株主との対話

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主からの対話（面談）の申し込みについては、合理的な範囲で、コーポレート本部長や代表取締役が面談に臨むことについて前向きに対応いたします。【5-1、5-1①】

（1）株主構成の把握【5-1③】

当社における機関株主の割合が小さいことに鑑み、現時点においては実質株主の調査を定期的に行うことはいたしません。機関株主の割合が大きくなった場合には再度検討を行います。

（2）対話の機会【5-1、5-1②】

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針を別途策定し、開示いたします。

第3章 株主以外のステークホルダーとの協働【2-1】

当社及び当社グループは、自らが担う社会的責任を自覚し、グループ理念、グループ経営理念、当社経営理念、当社経営理念及びグループ従業員行動規範の下、中長期的な企業価値向上に向けて、従業員、お客様、取引先、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。

（1）従業員行動準則の策定及び遵守並びにレビュー【2-2、2-2①】

当社グループは、当社グループ従業員が遵守すべきグループ従業員行動規範を定め、当社グループ従業員にこれを適切に遵守させるものとします。

当社グループは、グループ従業員行動規範について適宜見直しを行うものとし、必要に応じて改訂を行います。

当社は、取締役会において、年に1度、当社グループにおけるグループ従業員行動規範の遵守状況についてレビューを行うものとします。

（2）サステナビリティ（持続可能性）に対する取り組み【2-3】

当社グループは、サステナビリティを巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であるという認識の下、事業活動において短期的な利益を追求するのではなく、環境、社会との共存共栄を目指し、以下のような活動を行って参ります。

具体的には、「一般社団法人 フォレストストック協会」を通じて国内森林を対象に、適切かつ持続的な森林管理の実施や生物多様性保全が図るための活動に参加し長期的な取組みと位置付けております。

※「フォレストック認定制度」とは

森林の持つCO2吸収量をクレジットとして認証・価値化する制度です。

国内森林を対象に、適切かつ持続的な森林管理の実施に加え、生物多様性保全が図られており、フォレストック認定基準を満たした森林に対して、フォレストック協会からフォレストック認定が与えられます。

フォレストック認定を与えられた森林のCO2吸収量をCO2吸収量クレジットとして発行し、売買流通、カーボンオフセット等への利用が認められる制度です。

算出されたCO2吸収量クレジットは、国内外の企業・団体に販売され、その代金が森林に還元され、森林の整備保全費用に充てられます。

※「一般社団法人 フォレストック協会」とは

フォレストック認定を与えられた森林のCO2吸収量クレジットを購入する企業（お客様）とそれを販売する販売代理店および販売総代理店（株式会社フォレストック）と、フォレストック認定取得者（認定された森林の所有者）の仲介をしている認定制度運営管理者です。

（３）社内の多様性の確保【２－４】

当社グループは、女性の活躍促進を含む社内における多様性の確保が当社グループの中長期的な成長に有益であるという認識の下、以下のような取り組みを行って参ります。

具体的には、従前よりグループの中核事業である生花祭壇事業やブライダル装花事業において、女性の視点や感性の重要性が増していることから、女性の積極的な採用及び教育を実施しておりますが、これらの社員が経営者、管理者としてより活躍するための環境づくりに積極的に取り組むべく、H.25年6月に具体的な数値目標（2015年度末までに女性役員の登用、女性社員管理職を10%以上、正社員の女性比率40%以上）を掲げました。

女性の意見を積極的に取り入れるべく、当社の取締役会は6名で構成されており、うち取締役2名は女性であります。また、当社は監査役会を設置しており、監査役会は男性2名、女性1名で構成しております。

併せて女性が働きやすい職場づくりの推進と女性管理職候補者の教育を目的としたプロジェクト「女性キャリアサポートフォーラム」を発足し、目標達成に向け取り組むもののすべての項目での数値目標達成には至っていないことから、引き続き注力していく方針です。

また同時に、時短勤務やパートタイマーなど就業形態の多様化を推進しており、男女を問わず、個々のライフスタイルに合わせた働きやすい環境の確保に努めております。

（４）内部通報制度【２－５、２－５①】

当社グループでは、役員、従業員等において法令違反の疑いがある行為が発生しないように努めるとともに、万一、取引先、従業員等が当社グループ内において法令違反の疑いのある行為などに気付いた場合に、当該情報を各社の枠を超えて直接に当社グループの経営に提供し得る手段として、「コンプライアンス通報ホットライン」を設置しており、通報窓口を、当社コンプライアンス室及び会社の指定する法律事務所に設置しています。また、コンプラ

イアンス違反行為等に該当するかを確認する等の相談に応じる「相談窓口」を会社の指定する法律事務所に設置しています。

当社取締役会は、年1回、コンプライアンス通報ホットラインの運用状況の報告を受け、その監督を行います。

当社「コンプライアンス通報規程」において、コンプライアンス通報ホットラインへの情報提供者を秘匿することや、情報提供者が不利益な取扱いを受けないことが明確化され、その旨を周知しています。

第4章 情報開示【基本原則3，3-1②】

当社は、当社が開示・提供する情報が株主との間で建設的な対話を行う上で基盤となるという認識の下、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等について、法令に基づく開示を適切に行うことはもとより、法令に基づく開示以外の情報提供についても、株主共同の利益を害さない限り、当社ホームページにおけるIRの充実を図ることにより、主体的かつ積極的に取り組みます。

当社は、現時点において海外投資家の株式保有比率が低いことから、費用対効果の観点より、英語での情報の開示・提供は行いませんが、海外投資家の株式保有比率が高くなった時点で、再度検討を行います。

第5章 機関設計等

1 機関設計

当社は、監査役会設置会社であり、当社の現在の規模等に鑑み、諮問委員会については現時点では設置しません。【4-10】

当社の取締役、監査役は、受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動するものとします。【4-5】

また、当社の取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力をその業務に振り向けるべきであり、他の上場会社の役員との兼任は合理的な範囲内に留めるものとします。当社の取締役・監査役の兼任状況については、毎年、株主総会招集通知の事業報告において開示いたします。【4-11②】

2 取締役及び取締役会

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、企業戦略等の大きな方向性を示すこと、取締役による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと、独立した客観的な立場から取締役に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たします。

【基本原則4】

(1) 取締役会の構成

当社取締役会は、上記の役割・責務を実効的に果たすため、原則として以下のとおりの構成といたします。

員数については定款に従い10名以内とします。独立社外取締役の員数については、当社の規模、当社取締役会の規模、機動的な意思決定の必要性、適切な候補者確保の困難性等の諸事情に鑑み、現時点においては少なくとも1名といたしますが、上記諸事情に変動が生じた場合には、独立社外取締役の員数を少なくとも2名とすることの必要性について再度検討を行います。【4-5、4-6】

社内取締役は、当社の各部門経験者から、バランス良く、担当業務、知識、経験、能力等のバックグラウンドが異なる多様な役員で構成いたします。

社外取締役は、独立した客観的な立場からの監督・助言ができるよう当社からの独立性を有することはもちろん、社内取締役に不足する知識、経験、能力等を補完するという観点から適切な者を選任いたします。【4-11、4-11①】

(2) 取締役会の役割・責務

当社は発展・成長途上にあることから、当社取締役会は、監督機能に加えて業務執行決定機能も一定程度果たすことが適切であると考えております。すなわち、取締役会においては、経営理念等を確立し戦略的な方向付けを行うことに加え、一定以上の重要な業務執行についての意思決定を行います。【4-1】

- ① 当社取締役会は、監督機能に加えて業務執行決定機能を一定程度果たすという観点から、別途開示する取締役会規程記載の事項について決議を行うものとし、その余の事項（株主総会決議事項を除く。）については代表取締役に委任するものとします。【4-1①】
- ② 取締役会は、中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に最善の努力を行います。また、中期経営計画の最終年度においては、中期経営計画の達成状況の分析を行い、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させます。【4-1②】
- ③ 取締役会は、社長の後継者の計画についての適切に監督を行います。【4-1③】
- ④ 取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、取締役が適切なリスクテイクを行うことができるよう、健全な企業家責任の発揮と説明責任の両立ができるよう適正な体制を整備いたします。【4-2】
- ⑤ 取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われる体制及び内部統制やリスク管理体制を適切に構築・運用いたします。【4-3、4-3②】
- ⑥ 取締役会は、取締役・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理いたします。【4-3】

(3) 独立社外取締役

当社は、独立社外取締役を少なくとも1名選任することにより、実効性の高い経営の監督体制を整備いたします。【4-6、4-8】

- ① 独立社外取締役が果たすべき役割・責務は以下のとおりであります。【４－７】
 - (ア) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと。
 - (イ) 取締役の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと。
 - (ウ) 会社と取締役・支配株主等との利益相反を監督すること。
 - (エ) 取締役・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること。
- ② 社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する方針としては、東京証券取引所が示す独立性に関する判断基準を踏まえ、独自の基準を策定します。【４－９】
- ③ 独立社外取締役が２名以上選任されている場合、独立社外取締役は、適宜の方法により、独立社外取締役間において、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図ります。【４－８①】
- ④ 独立社外取締役は、適宜の方法により、経営陣との連絡・調整や監査役又は監査役会との連携に係る体制整備を図ります。【４－８②】

(４) 取締役会の運営

当社取締役会においては、十分な議論・意見交換を行うことができるよう以下のような取扱いを確保するよう努めます。【４－１２】

- ① 取締役会出席者の十分な事前準備が可能となるよう、取締役会事務局は、付議議案、関連資料その他の必要な情報を会日に十分に先立って配布・提供します。【４－１２①(i)、(ii)】
- ② 取締役会の年間スケジュールや予想される審議事項については、できる限り予め決定しておき、取締役及び監査役に通知します。【４－１２①(iii)】
- ③ 取締役の審議項目数や開催頻度を適切に設定し、審議時間を十分に確保します。【４－１２①(iv)、(v)】

(５) 取締役会の評価【４－１１③】

当社取締役会は、年に１度、各取締役及び各監査役に対して行うアンケート結果を基礎として、取締役会全体の実効性について自己分析・自己評価を行い、その結果の概要を開示いたします。

(６) 取締役の報酬【４－２①】

取締役の報酬については、現時点においては、当社の規模や報酬水準に鑑みて役職に応じた固定報酬を中心とすることが適切であると考えておりますが、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるべく、必要に応じ、業績連動報酬（現金報酬、自社株報酬、ストックオプション等）を採用することを今後検討して参ります。

(７) 取締役・監査役の選任

取締役の選解任の議案や監査役の選任議案については、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行いたします。【4-3、4-3①】

取締役・監査役の選任にあたっては、株主総会招集通知の選任議案において、個々の略歴、選任理由等を記載し、開示いたします。【3-1 (v)】

(8) 取締役の指名・報酬等に関する議案の取扱い【3-1 (iv)、4-10、4-10①】

取締役の指名・報酬等に関する議案については、取締役会への上程に先立って独立社外取締役の意見を聴取し、これを議案に反映するなどの方法により、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るものとします。

3 監査役及び監査役会

監査役及び監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うものとし、その役割・責務を十分に果たすため、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会において適切に意見を述べます。【4-4、4-5】

監査役の半数以上を社外監査役とし、常勤監査役を1名以上選任するとともに、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任いたします。【4-11】

監査役及び監査役会は、社外取締役がその機能を十分に発揮できるよう、適宜の方法にて社外取締役との連携を図ります。【4-4①】

4 会計監査人

(1) 監査役会による評価・確認【3-2① (i)、(ii)】

当社監査役会は、会計監査人を適切に選定し適切に評価するための基準を策定するとともに、会計監査人が独立性及び専門性を有しているか否かについての確認を行います。

(2) 適正な監査の確保

当社取締役会及び監査役会は、会計監査人が適切・高品質な監査を実施することができるよう、関係部署との十分な事前協議を行う等の方法により、十分な監査時間を確保するとともに、代表取締役等の経営陣幹部との面談を必要に応じて設定します。【3-2② (i)、(ii)】

また、当社は、四半期毎に、会計監査人、常勤監査役及びコンプライアンス室によるミーティングを開催して情報共有及び連携を図る等の方法により、会計監査人と監査役、コンプライアンス室及び社外取締役との連携を図ります。【3-2② (iii)、4-13③】

(3) 不正・不備・問題点への対応【3-2② (iv)】

会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合、代表取締役は是正を担当する取締役を速やかに指名した上で、必要に応じて監査役、コンプライアンス室と連携の下、当該不正・不備・問題点に対する是正措置を講じるものとします。

上記のとおり是正措置等を講じた後、代表取締役又は是正担当取締役は、是正措置及び結果について、常勤監査役に対して速やかに報告するものとします。常勤監査役は、必要と判

断した場合には、会計監査人から指摘を受けた不正・不備・問題点の内容及び是正措置等について、取締役会に対して報告を行うものとします。

5 取締役・監査役への情報提供及びトレーニング

当社は、取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすことができるよう、以下のとおり情報提供及びトレーニングを行います。

(1) 情報提供【4-13、4-13③】

当社は、監査役についてはコンプライアンス室及び総務人事部が、取締役については総務人事部が情報提供や支援の担当部署となり、指示や情報提供を求められた場合には適切に対応いたします。

(2) トレーニング【4-14、4-14①、4-14②】

当社は、新任社内役員に対しては受託者責任を含む取締役・監査役の役割・責務に関する一般論についての研修を行い、新任社外役員に対しては当社の事業・財務・組織等について研修を行うなどのトレーニングを行います。

また、当社は、役員の就任後においても、必要に応じ（法改正や自社の事業・財務・組織に大きな変動があった場合等）、研修やトレーニングを行います。

本ガイドラインは、平成28年3月14日より施行する。

【別紙１】

株主との建設的な対話についての方針

- ①株主からの対話（面談）の申し込みに対して、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、コーポレート本部長や代表取締役が臨むことを基本とする。
- ②コーポレート本部長は、建設的な対話の実現のため、社内部門と協力して対応する。
- ③中長期的な企業価値を判断するための情報開示に努め、株主との対話を通じて企業価値を高める。
- ④コーポレート本部長は、自社の考えていることを、対話を通じて株主に伝え、株主から頂いた意見・要望について、取締役へフィードバックするとともに、社外役員にもフィードバックを適時適切に行い、独立・客観的な視点からの課題認識を共有する。
- ⑤機関投資家向け決算説明会を定期的を実施し、また株主通信や当社ウェブサイトでの情報提供の充実に取り組む。
- ⑥IR 担当役員（コーポレート本部長）は、未公表の重要な内部情報（インサイダー情報）が外部へ漏洩することを防止するため、「内部取引防止規程」に基づき、情報管理責任者と連携を図り情報管理を徹底する。

【別紙2】

独立社外取締役の独立性基準

- ① 当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」と総称する。）のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。
1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者である者
 2. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者である者
 3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
 4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
 5. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
 7. 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
 8. 過去3年間に於いて、上記1から7のいずれかに該当していた者
 9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の二親等以内の親族
 10. 当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族
 11. 過去3年間に於いて、当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
 12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- ② 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。
- ③ 本条において「主要な取引先」とは、直近の事業年度の年間連結売上高（当社の場合は年間連結売上総利益）が2%を超える場合をいう。

以 上